

殺人罪の公訴時効を廃止すべきである

2009年11月30日 新谷沙耶香・高橋美帆

社会秩序の維持

そもそも、公訴時効は法律家の作り出した理屈であって、一般国民の正義感や倫理観が許容することではない。逃げ得を許すと、国民の規範意識を著しく低下させ、国家に対する信頼を失わせることとなる。

また、公訴時効がなくなることにより、いつまでも逃げ続けなければならないことから、犯人の逃亡意欲が削がれるし、犯罪抑止や治安維持にも繋がる。

生命法益の重要性

殺人罪は、個人が社会において生活していく上で基盤となる生命という法益の重要性をあえて無視し、これを奪ったものであることから、他の犯罪とは質的に異なっているため、特別な対処が必要であり、公訴時効を設けるべきではない。

また、公訴時効を廃止することで、国家が凶悪・重大犯罪を許してはならないということを法律上宣言することができ、人の命を尊重する社会的基盤の形成に繋がる。

被害者側保護の必要性

犯罪被害者等基本法第3条は、被害者にその尊厳にふさわしい処遇を保障しており、加害者に対して適正な刑罰が下されてこそ、被害者の尊厳は守られるのである。国家が凶悪犯を無罪にすることは被害者の尊厳を最も傷つけることとなる。

また、時が経過しても被害者遺族の処罰感情は薄れることはなく、むしろ悔しさや無念さが募っていくことから、時効という制度の存在は不合理であるといえる。処罰感情が薄れるとは、凶悪犯罪にあったことのない幸せな人の言うことである。

公正な裁判

近年では、科学技術の進歩により新たな立証手段が現れ、また、時間の経過により、新たな事実関係や証拠が明らかになることもあるため、公訴時効を廃止することにより、より公正な裁判が期待できる。

なお、犯罪の成立には検察官がすべて立証責任を負っているし、仮に証拠が不十分であれば、「疑わしきは被告人の利益に」の原則から無罪推定を受けることになる。さらに、長期間経過後の裁判では、物的証拠が信用できるかどうかが重要視されるので、被告人に特別な不利益を与えることはなく、公正な裁判は保たれる。

過度な加害者保護の必要性

逃げ得で作られた犯人をめぐる事実状態の継続を、被害者の保護を犠牲としてまで保護すべき理由はない。また、歪められた利益を守るだけでは、加害者のためにもならない。時間の経過により許されるべきではなく、いくら時間が経過したとしても、犯した罪と向き合い裁きを受けてこそ、加害者は更生が可能になる。